

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者一元化について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び同法政省令が改正（平成23年4月1日施行）され、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物は、元請業者が排出事業者であると明確に定義づけられました。

よって、下請負人が元請業者の廃棄物を運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。（一部例外あり※）

○廃棄物処理法第21条の3第1項に規定された内容

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部解体する工事を含む。）が数次の請負によって行われる場合、その建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についての廃棄物処理法の適用は、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負った建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。））を営む者を事業者とする。

※ 次の①～⑥いずれにも該当する場合、下請負人が産業廃棄物収集運搬業の許可なく運搬することができます。

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が500万円以下の工事。
 - イ 引渡しがされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事。
- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 一回当たりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により一立方メートル以下であることが測定できるもの又は一立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- ④ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるものであること。
- ⑤ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。
- ⑥ 当該建設工事に係る請負契約において、下請負人自らが運搬を行うことが書面で定められていること